

第 1 0 9 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に
関する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正す
る。

第 2 条第 1 項第 1 号中「昭和 2 5 年法律第 1 6 4 号」を「昭和 2 2 年
法律第 1 6 4 号」に改める。

第 3 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め
る。

第 4 条中「利用者負担額」を「3 歳未満の教育・保育給付認定子ども
の利用者負担額」に、「別表第 6」を「別表第 4」に改め、同条を同条
第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

3 歳以上の教育・保育給付認定子どもの利用者負担額は、0 円とす
る。

第 4 条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の規定にかかわらず、3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1
日までの間にある教育・保育給付認定子ども（法第 1 9 条第 1 項第 1
号に該当する者及び法第 2 8 条第 1 項第 2 号に規定する特別利用保育
を受ける者を除く。）は、3 歳未満とみなして、前項の規定を適用す
る。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

前条第2項本文及び第3項の規定にかかわらず、生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる場合で、2人目の子どもが法第19条第1項第2号又は第3号に係る教育・保育給付認定子ども（以下「2号又は3号教育・保育給付認定子ども」という。）である場合の当該子どもの利用者負担額は、別表第1から別表第4までに定める額に0.5を乗じて得た額とする。ただし、2号又は3号教育・保育給付認定子どもに係る利用者についての市町村民税所得割合算額（特定教育・保育等のあった月の属する年度分。ただし、当該特定教育・保育等のあった月が4月から8月までの場合にあっては前年度分とする。以下同じ。）が7万7,101円未満であって、利用者又は利用者と同一の世帯に属する者が要保護者等に該当する場合における当該利用者が属する世帯のうち最も出生が早い2号又は3号教育・保育給付認定子どもの利用者負担額については、別表第4D4の項中「19,500円」とあるのは「9,000円」と、「19,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D5の項中「22,100円」とあるのは「9,000円」と、「21,700円」とあるのは「9,000円」と、同表D6の項中「24,700円」とあるのは「9,000円」と、「24,300円」とあるのは「9,000円」と、同表D7の項中「27,300円」とあるのは「9,000円」と、「26,800円」とあるのは「9,000円」とする。

第5条第2項を削り、同条第3項中「前条本文」を「前条第2項本文及び第3項」に、「当該世帯内で、最も出生が早い支給認定子どもから順に、支給認定子ども」を「生計を一にする世帯のうち、特定被監護者等が2人以上いる場合で、教育・保育給付認定子ども」に、「2号又は3号認定子ども」を「2号又は3号教育・保育給付認定子ども」に、「無料」を「0円」に改め、同項を同条第2項とする。

第 6 条から第 6 条の 3 までを削る。

第 7 条第 2 項中「別表第 1 0」を「別表第 5」に改め、同条第 3 項中「別表第 1 1」を「別表第 6」に改め、同条を第 6 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(教育・保育利用における給食費の徴収)

第 7 条 区長は、区が設置する特定教育・保育施設及び認可外保育施設が満 3 歳以上の教育・保育給付認定子ども（3 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者を除く。）に給食の提供を行ったときは、利用者から食材料費相当分として月額 4, 5 0 0 円を徴収する。

第 9 条中「第 7 条」を「第 6 条」に改める。

第 1 1 条第 1 項中「及び認可外保育施設」を「、認可外保育施設及び私立認可保育所」に改め、同条第 2 項中「第 8 項」を「第 6 項」に改める。

第 1 3 条中「第 7 条」を「第 6 条」に改める。

別表第 1 階層の部 3 歳未満児の項、同表 3 歳児の欄及び同表 4 歳以上児の欄を削り、同表備考 1 各号列記以外の部分中「別表第 6」を「別表第 4」に改め、同表備考 3 中「、別表第 2 から別表第 6 まで、別表第 8 及び別表第 9」を「及び別表第 2 から別表第 4 まで」に改める。

別表第 2 階層の部 3 歳未満児の項、同表 3 歳児の欄及び同表 4 歳以上児の欄を削る。

別表第 3 階層の部 3 歳未満児の項、同表 3 歳児の欄及び同表 4 歳以上児の欄を削る。

別表第 4 階層の部 3 歳未満児の項及び同表 3 歳以上児の欄を削る。

別表第 5 から別表第 9 までを削る。

別表第 1 0 年末保育の項特別保育利用料の欄を次のように改める。

月額 2, 2 0 0 円
加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額

別表第10病後児保育の部B階層、C階層及びD階層の項特別保育利用料の欄を次のように改める。

日額	月～金	2,200円
	土	1,750円
加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額		

別表第10備考2中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同表を別表第5とする。

別表第11中「第7条」を「第6条」に改め、同表預かり保育の部学期中の項中「400円」を「350円」に改め、同部長期休業中の款午前9時から午後2時までの項特別保育利用料（日額）の欄を次のように改める。

350円
加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額

別表第11預かり保育の部長期休業中の款午前9時から午後5時までの項特別保育利用料（日額）の欄を次のように改める。

700円
加えて、食事又は間食の提供を受けた者にあつては、その費用として規則で定める額

別表第11を別表第6とする。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、令和元年10月分以後の利用者負担額について適用し、令和元年9月分までの利用者負担額については、な

お従前の例による。

(提案理由)

子ども・子育て支援法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるの
で、この条例案を提出いたします。